



第2期アルコール健康障害 対策推進基本計画

2

第2期アルコール健康障害対策推進基本計画の概要

Outline of the second basic plan for measures against alcohol-related harms



独立行政法人国立病院機構
久里浜医療センター 名誉院長

樋口 進
Susumu Higuchi

Summary

本稿では、2022年4月から施行されている第2期アルコール健康障害対策推進基本計画の内容を、第1期基本計画と比較しながら略述した。第2期基本計画では、第1期基本計画に比べるとその施策数が飛躍的に増えている。そのなかには、第1期基本計画に存在しなかった新しい施策も数多く取り上げられている。重点課題の内容は第1期基本計画と大きく変わらないが、具体的施策には新規の施策が含まれている。また、重点課題の目標値では、特に二次・三次予防に関する課題の目標値がかなり意欲的になっている。アルコール健康障害低減のために、これらの施策や都道府県の地域計画の策定・施行が速やかに実施されることが期待される。



Key Words

アルコール健康障害、アルコール健康障害対策基本法、第1期アルコール健康障害対策推進基本計画、第2期アルコール健康障害対策推進基本計画、都道府県推進基本計画

アルコール健康障害対策基本法

2010年に世界保健機関（World Health Organization：WHO）は、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」を発表した¹⁾。これを受けて、わが国でもアルコール関連問題の予防対策の機運が高まった。専門家による依存関連学会でのディスカッションを皮切りにして、これに自助グループなどが加わり、最後は超党派の議員立法というかたちで2013年12月に法制化されたのが、アルコール健康障害対策基本法（以後、本法）である²⁾。

本法は27条からなる小さな法律である。第1条に本法の目的が以下のように記されている。「アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール

健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」。また、第2条ではアルコール健康障害が、「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害」と定義されている。続いて、国、地方公共団体、事業者、国民、医師らの責務が示されている。第三章（第15条～24条）では、表¹のような10の基本的施策が示されている。このうち我々医療者が最も関係しているのは、第18条の医療の充実であるが、第17条、23条、24条にもかかわりが大きい。